

令和元年
第8回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年8月29日(木) 午後2時35分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(18 人)

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	5 番	宮原 耕一	
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	13 番	徳永 映子	14 番	松永 正美	
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員(2人) 4 番 下之門 信洋, 12 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第49号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第50号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第51号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第52号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第53号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼, 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩, 係員 川畑 和成, 西野 政則, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員、宮原 俊郎委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 8 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 107 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、17番 梶山 委員、18番 杵木 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日8月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

2ページからになります。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は24件の合意解約がなされました。

内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの14件、借人主導によるもの10件となっております。地目の内訳は、畑が50筆の84,708㎡、田が6筆の2,863㎡、地域別では潁娃5件、知覧1件、川辺18件となっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

資料は 12 頁から 15 頁で、今回は新規認定 2 件、再認定 4 件であります。

一覧表は 13 頁、新規認定個別表は、14 頁になります。

まず、整理番号 1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで茶 300 a の経営を行ってきましたが、茶価格が低迷しているため経営規模拡大により、収入の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、優良農地購入による規模拡大や各種研修会等への参加により栽培技術、経営管理の向上に努めるとともに、制度資金を活用し農業施設の整備を行いたい考えです。

次に、整理番号 2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、茶 600 a と加工大根 40 a の組み合わせによる経営を行ってきましたが、今後は、経営面積は現状を維持しつつ、茶の優良品種への転換等を図りながら、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会等への参加により栽培技術や経営管理の向上を目指すとともに、制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

なお、再認定 4 件の個別表は、資料の 15 頁になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、日程第 5 議案第 49 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず永山委員お願いします。

永山委員

審議番号 1 番です。

申請人は、東京都の 合同会社 〇〇〇〇 です。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番 外 5 筆で、畑の 12,840 m²、山林の 4,671 m²で、〇〇自治会の北西付近に位置します。

申請人は、太陽光発電施設設置のため平成 29 年 4 月 3 日に農業振興地域整備計画の変更認可（農振除外）を受け、同年 8 月 30 日に農地転用許可及

び林地開発許可を取得しましたが、当初計画していたパネル出力より高出力のパネルを導入することとなったため、パネル面積の減による計画用地の縮小が可能となり、当申請地を林地開発区域から除外し、農用地区域への編入をするものです。

なお、土地所有者へは事業縮小により計画地から外す旨の説明はしているとのことです。この農地は茶畑で農振除外を受けてからも、現在の農地所有者が耕作しています。

議長 次に、梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号2番です。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇株式会社です。

申請地は、頴娃町〇〇〇〇番〇 外3筆で、宅地の4,014.45㎡、山林の6,069㎡で、〇〇自治会の北側付近に位置します。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。現地一帯は山林に囲まれています。また、宅地地目は、元、養鶏場があったところです。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

審議番号1番は、来月以降に一部取消願と事業計画変更申請が提出される見込みです。2番は、農地がないため転用手続き不要です。

なお、2番は、〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇との間の里道については払下げ手続中とのことでした。

補足説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 49 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 49 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。
25 ㍍からになります。今回の申請は、所有権移転 14 件になります。
所有権移転について、譲渡人は茨城県銚田市の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。
内訳は、田が 4 筆で 2,234 ㎡、畑が 23 筆で 21,784 ㎡となっています。
理由は、1 番が弟、2 番、6 番、7 番が知人、14 番が兄から受贈、3 番、10 番、12 番、13 番が規模拡大、4 番、5 番が営農開始、8 番、9 番が相互交換、11 番が相手方の要望による取得となっております。
土地の取引価格につきましては、畑が 10a あたり、171,000 円から 648,000 円で売買される予定です。
地域別では、穎娃 3 件、知覧 6 件、川辺 5 件でございます。
また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、28～34 ㍍の調査書及び 35 ㍍営農計画書のとおりでございます。
以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。
以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 50 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 51 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって梶山調査員から、御報告をお願いします。

梶山委員 審議番号 1 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇・〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地の一部 外 1 筆、畑の 374 m²で、〇〇自治会に位置します。
申請人は、近隣の建設業者従業員用 10 台分及び家族用 2 台分が不足しているため、駐車場を確保しようとするものです。
申請地はすでに駐車場となっており、始末書が添付されております。
なお、(株)〇〇〇〇へ貸付けの使用貸借契約書が添付されております。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4 条の補足説明いたします。
立地基準ですが、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。
関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第51号 農地法第4条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって議案第51号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第8 議案第52号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転10件の御報告をお願いします。永山委員をお願いします。

永山委員 審議番号1番です。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑の744㎡で、〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいで、実家近くの申請地を譲り受けて、農家住宅及び倉庫を建築しようとするものです。まわりに住宅もたくさんできており、許可もやむを得ないと思いました。

審議番号2番です。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番、畑の2,269㎡で、〇〇〇〇の北側付近の〇〇自治会に位置します。
申請人は、〇〇〇〇を営んでおり、申請地周囲に住宅が建築される状況にあり、申請地を譲り受けて、宅地造成をしようとするものです。
また、申請地内通路部分と市道に新たに排水設備を設け既設水路へ接続放流となります。まわりに住宅がたくさん建築されており、許可はやむを得ないと思いました。

審議番号3番です。
譲受人は、福岡市の株式会社〇〇〇〇、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇で、畑の1,565㎡で、〇〇〇〇の東側付

近に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

以上で報告を終わります。この農地は、まわりを山で囲まれていました。農地も竹が生い茂り農地として使用することができないと思いました。

議 長 次に、梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号4番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇の〇〇〇〇番、畑の1,161 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇を営んでおり、現在祖父宅に住んでいますが老朽化で手狭になったため、実家隣の申請地を父親から譲り受けて、農家住宅及び農機具倉庫・車庫を建築しようとするものです。実家は〇〇番〇に建ててまもなくで現在地目は畑のままです。

なお、面積が1,000 m²を超過していますが、のり面部の控除面積166 m²を求積した図面が添付されており、有効面積は995 m²になります。

審議番号5番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の559 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、親と共同で営農をしていますが、独立するため申請地を譲り受けて、肥料の保管場所が必要なため農業用倉庫を確保しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、君野委員お願いします。

君野委員 審議番号6番です。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、指宿市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番地〇の一部 外1筆、畑の499 m²で、〇〇〇の北側付近で〇〇自治会に位置します。申請人は現在、借家住まいで、申請

地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

議 長 次に、東 委員お願いします。

東 委員 審議番号 7 番です。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇株式会社、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番，畑の 403 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光事業を営んでおり今回、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

全体計画は平成 30 年 9 月に許可となった案件で、当初の賃借権設定が期間満了返還後に後継者がいないことを理由に、賃借権設定の取消願が提出されています。

審議番号 8 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は、大阪府吹田市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の 264 m²で，〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇の経営者であり，会社近くの駐車場だけでは足りないため，隣地の申請地を譲り受けて，駐車場を確保しようとするものです。

なお，〇〇〇〇株式会社へ貸付けの賃貸借契約書が添付されています。

審議番号 9 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の 169 m²で，〇〇〇の北側付近で〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，隣接地に居住しており，申請地を譲り受けて，駐車場を確保しようとするものです。

なお，申請地はすでに駐車場となっており，始末書が添付されています。

この案件については，隣の〇〇番〇を昨年転用目的一般住宅（庭）として許可しましたが転用目的として該当しないのではと疑義が生じた経緯がありました。

今回の申請地は，現地調査でどう見ても宅地の一部であると判断されますが，転用目的に該当するものがなく，日頃から駐車場として利用していることからやむを得ないと判断しました。

審議番号 10 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の 450 m²で，〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，両親と同居しており，実家隣の申請地を父親から譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，使用貸借権設定3件について報告をお願いします。梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号1番です。

譲受人は，颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，颯娃町〇〇〇〇番〇の一部，畑の 1,967 m²のうち 462 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，借家に住んでおり，申請地を義父から借り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，君野委員お願いします。

君野委員 審議番号2番です。

譲受人は，南さつま市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆，畑の 290 m²で，〇〇〇〇の西側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，借家に住んでおり，親が高齢となり面倒を見るため，実家隣の申請地を父親から借り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号3番です。

譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇の〇〇〇〇番〇の一部，畑の 1,017 m²のうち 468.21 m²で，〇〇〇の東側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，借家に住んでおり，申請地を父親から借り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番です。

今年の3月に農振除外の審議がなされた案件であります。

立地基準ですが、300m以内に〇〇〇の施設があるため、「第3種農地」の「300m以内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、農振除外後に南薩土地改良区からの意見書が提出されます。

審議番号2番9番及び使用貸借権2番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

なお、2番の転用目的の宅地造成については、都市計画用途地域内に限り申請できるものです。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号3番8番10番及び使用貸借権1番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、3番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号4番5番6番及び使用貸借権3番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が既存の集落に隣接している、あるいは概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

なお、5番6番は代替地の検討をしたが他に適地が見つからなかったとのことでした。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 52 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第 52 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 87 ㌔からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、愛知県の〇〇〇〇さん、譲受人は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 8 件で、理由は規模拡大であります。

地目の内訳は畑が 11 筆の 19,095 m²であります。

申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 300,000 円～1,000,000 円で売買される予定です。地域別では、額娃 4 件、知覧 4 件、川辺 1 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります、90 ㌔からになります。

利用権を設定する者は、神奈川県の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 37 件になります。

設定面積は、田が 29 筆で 16,058 m²、畑が 62 筆で 84,990 m²の合計 91 筆の 101,048 m²になります。地域別では、額娃 5 件、知覧 7 件、川辺 26 件、合計 38 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります、100 ㌔からになります。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権を受け

る者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他 16 件になります。

設定面積は、田が8筆の 4,730 m²、畑が 45 筆の 65,495 m²で合計 53 筆、70,225 m²になります。

地域別では、穎娃6件、知覧1件、川辺9件、合計 16 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 53 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 53 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第8回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時30分